

西脇市議会議長交際費支出基準

(趣旨)

第1条 この基準は、西脇市議会議長が市議会を代表し、議会運営に必要な外部との交際上特に必要と認める場合に支出する経費（以下「議長交際費」という。）について、その種別、支出範囲、その他必要な事項を定めるものとする。

(種別及び支出範囲)

第2条 議長交際費の種別及び支出範囲は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 祝儀
慶事及び各種団体が開催する大会等のお祝いに係る経費
- (2) 香料
葬儀における香料
- (3) 生花
葬儀における供花
- (4) 見舞金
病気、災害、事故等の見舞いに係る経費
- (5) 会費
会費を必要とする会合等への出席に係る経費
- (6) 土産
行政視察訪問先等への土産品に係る経費
- (7) その他
前各号に分類できない経費

(公表)

第3条 議長交際費は、次に掲げる範囲で公表するものとする。

- (1) 議長交際費の公表は、毎月行うものとし、当月分を翌月末までに公表するものとする。
- (2) 公表の方法は、支出内容を西脇市議会のホームページに掲載するものとする。

(基準の見直し)

第4条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。